

モリスプランを斯く見る

鳥越馨著

特 240  
569



1

0029360-000

特 240-569

モリスプランを斯く見る

鳥越馨・著

宝英館

昭和8

ADI

この著作物は、著作権者不明のため、著作権  
第67条の規定に基づき、平成12年3月2  
けで文化庁長官の裁定を受け使用するもので



持240  
569

目次

一、モリス・プランを斯く見る……………(1)

二、モリス・プランの根本精神……………(4)

三、モリス・プランの建前……………(5)

四、モリス・プランの特色……………(6)

五、モリス・プランの疑義を釋く……………(16)

六、モリス・プランに對する杞憂……………(22)

七、モリス・プランの堅實性……………(24)

八、結 論……………(26)

附 莫リス・プランの權威者に聽く……………(30)





## 一、モリス・プランを斯く見る

信頼するに足るべき人格と立派な經營の才幹を持ち乍ら、物的擔保を有たない許りに既存の金融機關から全く隔離された状態に置かれてゐるのが庶民階級である、故に彼等が資金を仰がんとすれば叩頭百拜、あらゆる不利と屈辱とに甘んじて、高利貸の門戸を潜らなければならぬ、その結果は不當の高利に依る搾取と欺瞞的な陥穽に陥つて、却て破産没落の運命を辿るもの決して尠しとしない。

翻つて高利貸以外の庶民金融機關を見るに營業無盡會社あり、信用組合あり、又貯蓄銀行に於ける定期積金擔保貸付あり、その數並に資金の量に於て決して尠しとしない。

然し乍らこれ等の機關が果して所期の効果を庶民階級に齎してゐるであらうか？ 公平な批判を行へば之等の機關を以てしても、尙ほ今日の庶民階級に充分なる融資を行ひ得ない實狀にあることは萬人の等しく認むる處であらう。

斯くして庶民階級金融難の窮狀は依然として改まらず、且又獨り我國のみに止まらず



して、資本主義の高度に發達したる英米を始め、世界各國の庶民階級が等しく嘗めつゝある苦惱である。又各國の爲政家、學者、實際家の頭を悩ましつゝある難問題である。茲にこの難問題解決の鍵として登場したるものに、モリス・プランに依る金融方法がある。

この方法は、今を去る二十年前米國の法律家、アーサー・デュー・モリス氏の創始になるもので、今や米國に於ける勢力は既存の金融機關に向つて壓倒的な進出を遂げ、庶民金融界に一新紀元を劃するに至つた。

我國にこの「モリス・プラン」を採入れて始めて營業として行はれたのは昭和五年の事であるが、爾來急速な發展を遂げ、現在では資本金八百萬圓も有する至極基礎鞏固なる會社さへ出現するに至つた。

我國に行はれてゐるモリス式金融は、米國のモリス・プランをその儘のものではない、之を日本流に翻案し、改善を加へたものであつて、我國情に合致し創立以來、比年にして先進國アメリカを凌駕する程の加速度的盛況を示し、金融界驚異の的となつてゐる。

これはたして何を物語るであらうか？ 即ち庶民階級が如何にモリス・プラン會社の

活躍に期待する處の大なるか、如何に理想的庶民金融機關の設立を翹望しつゝありしかを如實に實證するものではあるまいか。

然るに道途説をなすものあり、モリス・プラン金融方法が我國の銀行法、貯蓄銀行法等に抵觸するものありとし陰に陽にモリス・プランに對して中傷的惡宣傳を加へてゐる事實を見るに至つたことは誠に奇怪に堪えぬ處である。現在我が國に於ける代表的モリス會社の機構は、現行法規に何等抵觸するところのないことは、其道の専門學者の立證せらるゝところであるから固よりこれ等の説は一笑に附すべきものとして、心あるものゝ一顧だに値ひせざる處であるが、苟も金融業の社會的重大性に鑑みる時、この機會に於て、更に一層モリス・プランに對する正しき認識を大衆に傳へ、而して誤れる巷間の浮説を一掃することは、重要なる責務であると考へられる。

モリス・プラン金融法の驚異的發展は、時代の要求と金融界の動向とを暗示するものとも云ふべく、既存の金融機關に對しても深き省察を與へる機會であらねばならぬ。

以下モリス・プランが何等我が國現行法規に抵觸するものに非ず、我が國法の下に泰然



として經營し得る自由營業なる理由を闡明し、併せてその根本精神を敷衍せんとするものである。

## 一、モリス・プランの根本精神

我國に於けるモリス・プランは米國のそれを日本流に翻案改善せるものなることは前章に於て之を述べた、而し之は制度組織の變更であつて、その根本精神に於ては些も訂正を見てゐない、全く彼我相一致する處のものである、即ちこれを左の三項に歸着する事が出来る。

(一) 人格と収益能力とを信用の基礎とする、無擔保信用貸付であること。

(二) 債務者の支拂能力に應じて規則正しく完済せしむる分割返済方法をとること。

(三) 勤勉と節約とを奨め、漸次經濟的地位を向上せしむること。

以上の三項目を主義精神として、凡ての營業政策、經營方針はこの三原則に源泉を發して組立られてゐる。然らばモリス・プラン金融法が既存の金融施設に比し、如何なる建前

を有しこれに伴ふ勝れたる特色は何か、以下これが平易なる解説を試みよう。

## 二、モリス・プランの建前

モリス・プラン金融法の建前は、借入人即ち株主、株主即ち會社と云ふ相互依存關係に置かれてあつて、單純な債權者、債務者の如く利害の相反撥し合ふものではなく、利害は全く共通してゐるものである。而してその建前は以下の三項に歸着する。

(一) モリス資金の貸出を受けんとするものは、モリス會社の株主となり、株主相互の利益のために株主共同の金融機關とする目的を以て貸付は株主に對してのみ行ひ、株主以外の人には一切貸付を行はぬと云ふ建前である、株主に對しては凡て無擔保對人信用で貸付を行ふが、株主以外の人には擔保があつても貸出を行はぬといふことが本旨である。

(二) モリス株主となることは、必ず將來資金融通を受けると云ふことが前提となることである。



(三)而して更にモリス株主には、名譽株制度があるが、之はモリス・プラン金融事業の趣旨に共鳴し、この新興企業に對する投資家を以て構成されて居るものである。以上三つの建前に依てモリス株主は生れるのであつて、モリス會社はこの株主のみに依て組立てられてゐるものである、故にその特色としては、次章に於いて述べる如く、他の金融機關が到底真似ることの出来ない特色を發揮することが出来るのである。

#### 四、モリス・プランの特色

- 一、無擔保信用貸付なること。
- 二、持株拂込済額の二倍迄貸出すこと。
- 三、信用組合の出資金或は貯蓄銀行の据置貯金や無盡の掛金は、中途で厭になつても拂戻しを受けることが出来ず、又他に譲渡又は質入することも困難であるが、モリス株主は持株を賣却又は譲渡して出資金を回収することが出来ること。
- 四、借入金の支拂方法が月賦制度になつてゐること。

即ち借入金の支拂方法は甲種返済方法に依れば、一ヶ年を十二回に分割、毎月拂となつてゐて、而も月々の月賦金は遞減して行く様に組立てられてゐること。

五、金利の安いこと。今日一般に行はれてゐる月賦返済の金融方法に依るものは、多くは月賦金支拂により元金が漸減しても、利子は依然として當初の元金に對するものを負擔せしめらるゝか或は貸付の最初に於て高率なる利子の天引乃至手数料その他の名目に於て差引かれ、實際手元に残る金は僅か、而も返済の時は元金を支拂はねばならず、非常な高利となつてゐる、然るにモリス・プランに依る貸付は長期に亘る利子の天引をせず、又手数料も安く、借主の手取りを多くして元金の漸減に正比例して毎月の利拂も亦減少する仕組みとなし、元金百圓に對し、二ヶ年借りてゐても元利合計百十四圓にして返せばよい、即ちこの利息割合は一割五分見當に過ぎない、恐らく小口金融中これ以下の低利はモリス資金以外には全く見られないのである、左にこれを證するため、最も利率の低いとされてゐる他の小口金融に於ける利廻りと、モリスのそれとを比較對照して示して見よう。



(一) 質屋 質屋の利息に就ては、質屋取締法に依て規定されてゐる、即ち公益質屋に於ては貸出金額の如何を問はず一ヶ月に就き百分の一、二五以下と云ふ單純計算率で一定され、管利質屋に於ては階級利率制であつて、貸付金二十五錢以下は一ヶ月一錢、同一圓以下は一ヶ月百分の四、同五圓以下は一ヶ月百分の三、同十圓以下は一ヶ月百分の二・五となつてゐる、しかし實際の質屋の利子はこの外に所謂「をどり」と「五日制度」の二つの方法によつてこれ以上に高利になる慣例がある、通稱を「どりと云ふのは或る質入主が三點入質したとして内一點必要な場合、右三點の利息を悉く一度は拂つて受出し、この内必要な一點を抜いて残りの二點を又直に入質するためこの残りの二點は更にその月の利息を二重に支拂ふことになるものであり、又「五日制度」と云ふのは入質の時より翌月の五日までは一ヶ月の利子でいいのであるが、五日を一日でも過ぎると二ヶ月分の利子を取られるのである、故に質屋の利息は恐らく最低でも三四割のものと思ねばならぬ。

(二) ニコく貯金 ○○貯金の例をとれば一ヶ月二十六圓五十錢宛、一ヶ年掛金を續けて銀行より千圓を借り受け、これを月々返済するに二十六圓五十錢の外に七圓五十錢を利

息として負擔し、二年間に完了するものである、この利率は銀行の表面貸出利率は年九分となつてゐるが、實際の利率は二割五分六厘と云ふ計算になる、右表はニコく貸金利用者救済組合の計算になるものであるが、これに依ると、銀行から千圓借りる時は既に自分の金が三百十八圓ある譯であるから實際に銀行から借りた元金は六百八十二圓であり、そして二十六圓五十錢は毎月返済して元金は減るのであるからこれに従つて利息も減つてよい筈である、然るに七圓五十錢也の利息は毎月負擔させられる結果が左表計算の如く高い金利に就くと云ふ譯である。

摘要	借入金千圓ヨリ掛金差引高	掛金差引高ノ年九分ノ利子	借入金千圓ニ付年九分ノ月割利子	掛金差引高ニ對シ借入金千圓ノ月割利子
(第一二年目)	六八二・〇〇 (毎月二六・五〇宛差引)			
一 月	六五五・五〇〇	四・九一六	七・五〇〇	一分三七厘
二 月	六二九・〇〇〇	四・七一一	七・五〇〇	一分四三厘
三 月	六〇二・五〇〇	四・五一九	七・五〇〇	一分四九厘

モリス・プランの特色



(第三年目)											
六	五	四	三	二	一	十	十	十	九	八	七
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
二〇五・〇〇〇	二三一・五〇〇	二五八・〇〇〇	二八四・五〇〇	三一・〇〇〇	三三七・五〇〇	三六四・〇〇〇	三九〇・五〇〇	四一七・〇〇〇	四四三・五〇〇	四七〇・〇〇〇	四九六・五〇〇
一・五三八	一・七三六	一・九三五	二・一三四	二・三三三	二・五三一	二・七三〇	二・九二九	三・一二八	三・三二六	三・五二五	三・七二四
七・五〇〇	七・五〇〇	七・五〇〇	七・五〇〇	七・五〇〇	七・五〇〇	七・五〇〇	七・五〇〇	七・五〇〇	七・五〇〇	七・五〇〇	七・五〇〇
四・三九	三・八九	三・四九	三・一六	二・八九	二・六七	二・四七	二・三〇	二・一六	二・〇三	一・九一	一・八一

(三)モリス 然らばモリスの年利息はどの位にあたるかと云ふに、これを甲、乙、丙種の三種の返済法によれば左の如き利率となる。

計	十	十	十	九	八	七
	二	一				
	月	月	月	月	月	月
残り定期積金 利息子	四六・〇〇〇	四六・〇〇〇	七二・五〇〇	九九・〇〇〇	一二五・五〇〇	一五二・〇〇〇
年九分正當 利息子	六三・一三八	三四五	五四四	七四三	九四一	一一四〇
實際負 利息	一八〇・〇〇〇	七・五〇〇	七・五〇〇	七・五〇〇	七・五〇〇	七・五〇〇
積金利息は三分一厘強 實際利息は正當利息の 二倍八五負増さる	一九・五七	一二・四一	九・〇九	七・一七	五・九二	五・〇四

甲種返済表(十二回拂)

回数	返済金額	回数	返済金額
一回	一〇・五〇	四回	九・〇〇
二回	一〇・五〇	五回	九・〇〇
三回	一〇・五〇	六回	九・〇〇

モリス・プランの特色



モリス・プランの特色

七回	八・〇〇
八回	八・〇〇
九回	八・〇〇
一〇回	八・〇〇
一一回	八・〇〇
一二回	八・〇〇
計	一〇六・五〇

即ち右計一〇六圓五〇銭の内六圓五十銭が利子に相当する金額である。此前に貸出の際一分即ち元金百圓に付一圓の手数料を徴するが、N會社では元利金完済の際右手数料と同額の返戻金をするから、結局六圓五十銭が正味の利子となる。之によると年利廻りは約一割六分七厘となる。

乙種返済表(二十四回拂)

一回	六・五〇
二回	六・五〇
三回	六・五〇
四回	六・五〇
五回	六・五〇

一回	六・五〇
二回	六・五〇
三回	六・五〇
四回	六・五〇
五回	六・五〇
計	一〇六・五〇

一一回	五・五〇
一二回	五・五〇
一三回	四・〇〇
一四回	四・〇〇
一五回	四・〇〇
一六回	四・〇〇
一七回	四・〇〇
一八回	四・〇〇
一九回	三・〇〇
二〇回	三・〇〇

即ち右計一一四圓の内、一四圓が二年間の利子となるのである。之を甲種と同様の算法で割出すと年利約一割七分五厘となる。

丙種返済表(三十回拂)

一回	五・〇〇
二回	五・〇〇
三回	五・〇〇

一回	五・〇〇
二回	五・〇〇
三回	五・〇〇
計	一五・〇〇

モリス・プランの特色



七回	四・五〇
八回	四・五〇
九回	四・五〇
一〇回	四・五〇
一一回	四・五〇
一二回	四・五〇
一三回	四・〇〇
一四回	四・〇〇
一五回	四・〇〇
一六回	四・〇〇
一七回	四・〇〇
一八回	四・〇〇
一九回	三・五〇
二〇回	三・五〇
二一回	三・五〇

一二回	三・五〇
一一回	三・五〇
一〇回	三・五〇
九回	三・五〇
八回	三・五〇
七回	三・五〇
六回	三・〇〇
五回	三・〇〇
四回	三・〇〇
三回	三・〇〇
二回	三・〇〇
一回	三・〇〇
計	二二〇・〇〇

即ち右計二二〇圓の内、二〇圓が二年六ヶ月間の利子となるのである。之を前二種と同じ算法で割出すと年利約一割七分六厘となる。

以上三種の賦拂方法から實際年利を概算して見ると甲種では一割七分五厘、乙種では

一割七分五厘、丙種では一割七分六厘となつてゐる。無擔保信用貸付の年利としては他に比し最も廉い利子と云へる。貸付は株主にのみ限られてゐるのであるから他に年五分の報賞金の受入がある筈である。これを差引けばその利廻は一層低下し、左表の如くである。

	利子	報賞金	差引負擔額	利廻り
甲種	六・五〇	二・五〇	四・〇〇	一・四二
乙種	一四・〇〇	五・〇〇	九・〇〇	一・五〇
丙種	二〇・〇〇	六・二五	一三・七五	一・五一

(四) 營業無盡 無盡の金利の計算は不可能と云つてよい、この理由は(一)途中で金を借入れるか、(二)最後まで貯金するか又は(A)抽籤入札で借入れるか、(B)當籤權、落札權を譲り受けるか、(C)契約限度貸、貸金限度で借入れるか等によつて各々その金利は相違してゐるのである、この貸附金利廻りの計算は、無盡の専門家を以てしても困難であると云はれてゐる概算ではあるが最低二割五六分から最高二十割近くにも及んでゐると稱されてゐる。



六、株主は年五分の報賞金を貰ふ外に、会社の成績に依て利益配當を受ける権利を有すること。モリス・プランの特色は、これのみに止まらないが、大體に於て、右の六項目に歸着するものと云ふことが出来る、而してこの點は既存の金融機關の企て及ばない特長であるために、兎角色眼鏡を以て、種々の方面から批難や中傷を加へられてゐる、而してこれ等は何れも我がモリス・プランに對する研究不足から出發したところの猜疑や曲解に過ぎず、何れも採るに足らざるものなるも、世上往々これ等の浮説に惑はされるもの以外に多いことを憂ひ誤解の的になりつゝある二、三の問題を捉へて之に解説を加へ以てモリス・プラン對する疑惑を一掃せんとするものである。

### 五、モリス・プランの疑義を釋く

「モリス・プランが銀行法及び貯蓄銀行に抵触するに非らずや」となす疑問は最初に何人もが達着する疑問であらう、これを解明する順序としては、銀行業及貯蓄銀行業の何たるかを釋き進んでモリス株金が預金に非らざること及び報賞金と預金利息と本質を異に

する理由を闡明すればおのづから氷解するであらう。

先づ銀行法並に貯蓄銀行法の條文を左に摘録して参考に供しよう。

▲銀行法第一條、左ニ掲グル業務ヲ營ムモノハ之ヲ銀行トス

- 一、預金ノ受入ト金錢ノ貸付又ハ手形ノ割引トヲ併セナスコト
  - 二、爲替取引ヲナスコト
- 營業トシテ預金ノ受入ヲ爲ス者ハコレヲ銀行ト看做ス

▲貯蓄銀行法第一條、左ニ掲グル業務ヲ營ム者ハ之ヲ貯蓄銀行トス

- 一、複利の方法に依り預金ヲ受入レルコト
- 二、一回十圓未滿ノ金額ヲ預金トシテ受入レルコト
- 三、豫メ拂戻ノ期限ヲ定メ定期ニ又ハ一定期間内ニ於テ數回ニ預金ヲ受レルコト
- 四、期限ヲ定メテ一定金額ノ給付ヲナスコトヲ約シ定期ニ又ハ一定ノ期間内ニ於テ數回ニ金錢ヲ受入レルコト



以上ハ銀行業及び貯蓄銀行業務の何たるかを明示する條文である、この條文に照してモリス・プラン金融業務を批判するに、何等これに牴觸する點を認め得ないのである、即ちモリス・プランの代表的なN會社の例をとれば預金を全然受けてゐない從て預金の受入れと貸付又は割引を併せ行つてゐないことも之れ又論ずる迄もない、又爲替取引は勿論やつてゐないから、何れの點から見ても銀行法第一條に掲ぐる業務を行つてゐないこと明かである、即ち何等牴觸の事實がない。

次ぎは預金のみの受入をなさざるに依り、貯蓄銀行法(一)及(二)にも觸れてゐない、さらに同法の(三)及び(四)に就ては或は拂込を徵收しつゝある一事を以て預金の受入なりと誤認する向きあれど、これは會社に對する株主の拂込義務を履行せしむるものであつて全く預金とは性質を異にするものである、而もモリスは豫め拂戻をなすことを約束し、或は期限を定めて一定金額の給付を豫約するが如きことは絶対にない、これに依て何れの點より見るも貯蓄銀行法にも絶対に牴觸せざることは明かである。

次ぎは「株主をして、買戻金により拂込金元金を回収せしむる事實は預金と同一に非ず

や」となす疑問と「株主には會社の利益の有無に拘らず、報賞金を給付することは預金利息と同性質に非ずや」となす疑問とである、最初に拂込株金回収の事實を見て預金とモリス株金とを同一に考ふることは大變な間違ひである、元來モリス株は禁讓渡株なるが故に買戻し若くは讓渡に於ては一に取締役會の承認を必要とするものである、從て(一)預金者の要求に應じ又は(二)一定期間の到來に依り、拂戻義務を負擔する預金とは全然その性質を異にすること明かである。

尙ほ之を(甲) 法律上並に(乙) 經濟上より全面的に検討すれば、

(甲) 法律上の相違點

(一)預金は民法消費貸借の規定準用に依り、預金者は銀行に對し、預金と同額の金錢の返還請求權並に約定利息の支拂請求權を獲得するに反し、モリスに於ては拂込者即ち株主が社員權即ち會社に對し事業經營上の參與權及び配當受領權を獲得するものである。

(二)預金は預入と同時にその管理權が銀行に移るに反し、モリスに於ては株主にその管



理権がある。

(乙) 經濟上の相違點

(一) 銀行預金は不得定の公衆より吸收するに反し、モリスに於ける株金は特定の株主のみより徴收す。

(二) 預金には取付の危険あるも、モリスの株式拂込に依る預金吸收にはこの危険がない。

(三) 預金は本來短期資金なるに反し、モリスの株式に依る資金は長期の資金で極めて有利である。

次に「株主に對し會社の利益の有無に拘らず、報賞金を給付することは預金利息と同様に「ならずや」となす疑問であるが、これは報賞金の本質を究めざるために預金利息と混同して考ふる誤解である、即ち報賞金とは、その文字の示すが如く、株金の拂込又は借入金の返済を完全に履行したるものに對する獎勵金にして、凡ての拂込者に平等に支拂ふものではない、これ明かに預金利息とも相反するものである、何となれば預金利息は消費寄託より生ずる果實として、一定の期間に對し、預金者に單純無條件に支拂はる可きもので

あるが、モリス報賞金は一定の資格者を定め、有資格者にのみ支拂はるゝ特殊のものにしてこの資格は、時に喪失する場合あり、この點に於ても預金利息とは全然相違する性質を有するものである、然してモリス會社が利益なき場合と雖も報賞金を支拂ふことに對し「利益なければ、報賞金の支拂は不可能に非ずや」となす疑問も或は起らん、然れどもモリス會社に於ては、營業採算點の最低基準を五分の報賞金を支拂ひ得る立場に於て之を經常費として支出しつゝあるが故に營業成績が最悪の場合と雖も、報賞金の支拂は保證されること云ふ迄もない。

「モリス株式の拂込を月賦にて支拂はしむるは有價證券割賦販賣法に「慥觸する」との説あれどもモリス株主の株金拂込は株主たる義務の履行であつて、會社よりの催告を俟つて之を一回になすも或は數回になすも商法の禁ずる處ではなく、尙初より證券の給付を約して分割拂込をなさしむる有價證券割賦販賣法とは根本に於て相違してゐる、即ち有價證券の割賦販賣に於ては先づ代金の分割拂込金をなさしめこの月賦代金の完了を待つて有價證券の給付をなすに反し、モリスに於ては第一回の拂込を了すると共に株式を



取得して完全に株主たるの資格を享有し、爾後株主の義務として残金の拂込を完了するものである。故に彼是綜合して考ふればモリス株式の數次拂込が有價證券割賦賣法とは全然相距ること遠きものであることを了解せらるゝであらう、或はモリス株式を譲渡する際、最初二圓五十錢を支拂はしめ、次に十圓を支拂はしむるを見て有價證券割賦賣法に抵觸するが如く云爲する向きあれどもこれは株式讓渡契約に對する履行の保證金豫納であつて、世間一般の賣渡手付金とも解すべく、株式募集に於て汎く慣用せらるる手段であるからこれ又問題とするに足らぬ。

## 六、モリス会社に對する杞憂

「モリス株主は比較的小産者なるが故に、一朝会社が破綻した場合に於ては、その弊害は甚大である、而も預金者が銀行に對し、返還請求權を有するに反し、モリス株主は請求權を有せざるが故に、會社破綻に際しては預金者以上の不利を蒙るであらう」となす杞憂は一應領かるゝ説ではあるが、如何に返還請求權を有する預金者と雖も萬一破綻會社に於て

殘餘財産なき場合は、折角の權利も實効なき結果に終るであらう、今(一)預金者と株主と二者併存する銀行(二)社債を有する事業會社(三)モリス會社の各三者が破綻した場合を比較するにモリス株主の蒙る損害が最も輕微であることを記憶せねばならぬ。

なんとなればモリス會社は株金以外に一文の社外負債を仰がないから一朝破綻を生じて、整理財團の財産は會社法の規定する處に依り悉くこれを株主に配當拂戻をなし得べく、何人と雖もこれに容喙して利益を侵害するを得ないからである、これに反し預金者又は社債権者の如き先取特權を有する債権者を包攝する銀行又は會社にありては先づこれ等に優先分配をなさざるべからず、從て株主の分配はこれを控除したる殘滓に甘んぜざるべからず、さればこれを株主のみにて自由に處分し得るモリスに比すれば大なる軒輕あるものと云ふべきであらう。

彼是比較すれば單にモリス株主を不利なりとすれ議論は本末を顛倒し、根幹を忘れたる空論といふべく、モリス株主が遙かに安全性強大なるは疑ふ餘地なき處である。

「モリス會社が小額な金錢の取扱ひをなしてゐるために、過大なる營業費を要し、到底採



算上引合はないであらう」となす言葉は屢々耳にする處である。成る程小口金融の營業費が相當嵩む事は事實であるが、しかしそれが金融業自體の業績を不良化せしむる原因とはならないのである。現在の率に依るもモリス貸付金は相當高度の利廻りに當り營業費を支拂つて十分良好なる利潤をあげ得るものである。更に今後政府に於ける小口金融法の制定が道途傳ふるが如き年三割見當の利率を公然と認むる場合に當つては更に有利なる資金運用を保證され、モリス事業は現在の企業中或は最も有利なる地位を占むるに至るものと豫想される。

## 七、モリス会社の堅實性

モリス・プラン・システムは、眞面目に經營されて行けば、必ず順調なる發展を辿り得るところと、數字と統計の明示するところである。運轉資金は豊富に得られ、貸出先は限定されてゐるが故に、その經營に當つては必ずしも俊敏果敢なる手腕家を煩はす必要がない。たゞ忠實、勤勉、努力の士を以てすれば、充分満足なる業績を擧げ得るものである。之全くモリス・プ

ランが最新かつ合理的に組立られてゐる一大特徴であると云はねばならぬ。更に之を詳しく云へば、モリス式金融は株主相互の利益を圖る株主共同の金融機關にして、株主以外には資金を仰がず、株主以外に貸付を行はざる事を原則とするものであるから、銀行の如く誰れからでも資金を受入れ、誰にでも貸す組織と異なり、特定の株主より拂込を資金とし、特定の株主にのみ貸出を行ひ、而もその貸出を行ふや、拂込額面の倍額までと云ふ制限を附されてゐるからして、情實的に多額の資金を貸出すとか、或は持込擔保を不當な高價に評價して不良貸出を行ふが如き背任行爲を行ふ餘地なく、從て滞貨金を生ぜず、順調に回収され、且つ貸出條件も全部平等に規定されてゐるので、依估最負の差別的待遇乃至接衝懸引といった貸出技術を要せず從て面倒もない。故にモリスの經營が剃刀の如き所謂キレ者を必要とせず、寧ろ勤勉實直なる人格者を以て足れりと稱した所以である。蓋しモリス・プランの經營は、苟も社會的良心を有する謹直なる事業家を以てすれば決して不安なく、尙ほかつ貯蓄銀行や普通銀行に比し堅實性を保持し得べきものなることを斷言して憚らない。股鑑遠からず、彼の本年三月全米を震撼した金融恐慌の嵐の中に、全米の



銀行が枕を並べて打死したるに拘らず、モリス銀行のみは單り超然として營業を續けて居た事實の如きは、如何にモリス銀行が堅實であつて株主相互の精神的連鎖有機的結合の強大なるかを裏書してゐるものではないか。

## 八、結 論

今や我國は興亡の岐路に立つてゐる！ 四面楚歌に裏まれ、内憂外患交々至るの態である。爲政家は、あげて國策の樹立に狂奔し、國民は舉つて昭和維新の建設へと違まなない努力を捧げてゐる。而し乍ら澎湃として押寄せる不景氣の嵐は餘りにも無慘に餘りにも深刻に國民生活の根柢を脅かしつゝある。

見よ！ 生活の不安に戦く青白きインテリ、大資本の横暴に追ひ捲くられて窮迫に泣く市井の小商人、豊作飢饉に餓えを訴ふる全國の農民——國民の九割餘を占むる庶民階級が、凡そ今日の如く不安と焦燥に虐まれつゝある時代を聞かない、前代未聞の險惡な世相は思想の惡化を生み、混沌として歸趨する處を知らない現状である。

こうした生活不安、思想惡化を招來した原因は何處にありや——私はこれを二つの原因に歸するものと思ふ、一は世界的不況の影響に依る不可避のもの、一は現行金融制度の不備に依る庶民金融の梗塞の二大原因にあるものと考へる。

政府に於ても、通貨増發政策に依り金融の疏通を計らんと努めてはゐる、然し乍ら折角のインフレ政策も現在の金融機關を通じて行はるゝ限り、庶民階級とは凡そ縁の遠いものである、金融の流れは下層階級に浸透せずして上層にのみ旋回し、その結果は徒らに投機を助長し、物價を暴騰せしめ、却て大衆の生活を壓迫し、社會の不安を増大せしむる禍因をなしてゐるに過ぎない。

されば一日も早く既存の金融機關を開放するか、さなくば眞に庶民階級の要望を満たすに足るべき新金融機關の出現を待つより外に途はない、吾人は幸にして近年勃興したる「モリス・プラン」こそこの要望に合致するものなることを喜びかつ誇りとするものである。

然るに世上、故意にこの新金融機關の發達を快とせず、却てこれを抑壓せんとし、種々の



策動を試みるものあるを散見することは甚だ慨嘆に堪えない、日本人の内にはまだ多分に封建主義な鎖國的島國根性が残つてゐることは事實である、即ち新しく出来たものに對して兎や角難癖をつけて妨害せんとする舊態保守的排他的偏見の潜んでゐること、之こそ列強と伍して世界に濶歩する大國民にふさはしからざる國辱的の一大缺點である。

翻つてモリスプランを見るに、その優秀なる制度組織は、既存金融機關の何物も企及し得ざるところで、その社會的存在價値は國家のあらゆる施設に勝るものがある、一日早ければ一日國民の救はれる日の早い、當に國を擧げて援助し聲援を與ふことは大國民の襟度であり國家の責務であらねばならぬ。

最近當局に於ては營業無盡の不始末曝露に懲りてモリスプランに對しても至大なる注意を拂ひつゝある、それは最近濫立を見たるモリス會社の大多數が往々如何はしきもの多く、又一部の會社には明かに銀行法或は貯蓄銀行法に牴觸するものがあるから、之に對して當局が彈壓を加へることは固より當然の措置である。

當局の方針としては之等の不良會社を一掃すると共に、反面に於ては優良なるモリス會社に對しては寧ろ助長する由で、固よりさもあるべきことであるが、それにしても爲政者としては此際モリスプランを始めこの種の庶民金融機關のために特別なる立法を急施して一方、業者の進路を明示して新興庶民金融機關の大成を助長し、以て國民大衆に安心を與へ、大衆を金融の桎梏より救ふことは當に非常時經濟界に於ける急務中の急務と云はねばならぬ。

これを我國信託業の沿革に徴するも信託法、信託等法制定以前のいはゆる信託會社なるものは不堅實極まるものであつたが、現在に於ては極めて健全なる發達を遂げ、今日の經濟機構の上に必要不可欠の存在となるに至つたこの前例はモリス式金融會社に於ても大いに参考とすべきものであると云はねばならぬ、萬一にもモリス金融事業が信託業の轍に倣ひ業法制定に依てその融通無碍、自由濶達なる特質を更に發揮し得ば斯界に絶大なる貢獻を與ふるものなることを確信して疑はない、これに依てこそ國民生活の安定を庶幾し得べくモリスプランは正に不景氣解消の護符と云はねばならぬ、筆者は凡ゆる



庶民金融の實狀を研究すること數年、而してモリスプランが庶民金融法として完璧に近きものなりとの結論に到達した、敢へてこの小著がモリスプランに對する正しき認識を與ふる一助となり、更に業法の制定を促し、官民一致して庶民金融難の解決に當られんことを念願してゐる——切に朝野有識の士の熟慮を望むものである。

### モリス・プランの權威者に聽く

筆者はこの小著を公にするに當り、庶民金融の學究的權威者日大教授井關孝雄氏の寓居を訪れて、その高教を乞うた。

井關氏は我國に於ける、モリス・プランの最高峰で、而も學界より棄て、顧みられなかつた庶民金融を秩序的に系統づけ、科學的に究明して一つの學問として立派に完成された斯界の第一人者で當局方面に於てすら氏の研究に俟つところ多大なりと云ふことである。

筆者「最近の日刊新聞に、モリス・プランが現行法に牴觸すると云ふので大藏省が彈壓を加へると云ふ記事を見ましたが、之は何かの間違ひではないかと思ひますが」

井關氏「その點に就て僕も大藏省に糺して見たが、大藏省としてそふした發表はしてゐないとの事であつた。モリス・プランが如何なる方面から見ても我が國の現行法に觸れてゐないことは法曹界の一致した意見で、私もそふ信じてゐる……(と、一々實際の例をあげて、現行法に牴觸せざる旨を説明され、但し素質のよくない会社が不知不識の間に法規に觸れる様な營業をやつてゐないとは限らない。而し眞正のモリス・プランは決してそふした心配はない。」

筆者「モリス會社の將來と庶民金融の新しい進路と云つた様な御意見は」

井關氏「自分の研究に依れば、モリス・プランは現在行はれてゐる庶民金融機關として最も理想的なもので、將來の發展性もあるものと思ふが、而し更にこれを時勢に適合する様に改正を加へる餘地が多少あると思ふ。兎に角、之れから生れる庶民金融機關は凡てモリス・プランに基調を措いたものでなければいけない。



政府は小口貸附會社スモールローン・ソシエティを計畫中であるが、之はモリス・プランと全く同一なもので、即ち上層階級から安い資金を名譽株として吸収し、別に特殊債券を發行して運轉資金に充て、貸出はモリス・プランと同様貸出金利は年三割を認めると云ふのである。經營者の資産信用を嚴選して許可制度とし、資本金十萬圓以上の自由營業とする方針らしい。而して既設の庶民金融機關もこれに誘導せしむる方針である。要するに今後の庶民金融は、モリス・プランから出發し、現代の急遽な經濟速度に於て公平に金融の機會を與へるものであること及び利息の計算が單一なるものが、漸次迎へられるであらうことは斷言して差支へない。

以上は井關氏の御意見であるが、氏は更に營業無盡の根本的弊害並に庶民金融に於ける金利の魔術的存在なる理由を説明せられて、よしんば多少高利であつてもそれが誰にも容易に算出せられる處の單一金利に改革されねばならぬ必要を強調された。

(一九三三・一〇・二四)

351  
512



昭和八年十月三十日印刷  
昭和八年十一月五日發行

(定價拾圓)

モリス、プランを新く見る

著者 島越馨

不許複製

發行者 島越馨

印刷者 東京市神田區横町二ノ五  
漢口印刷所

東京市神田區錦町三丁目一番地

發行所 寶英館

電話 神田二四五七番  
振替東京一七四五番